

# ワークショップ コード (WS Code ; 開催規則)

(赤字 ; 2017 年 11 月 27 日 改訂)

日本外来小児科学会に関連して開催するワークショップ(WS)におきましては

リーダーは、以下の「WS Code 1 ~ 8」を順守して開催してください。

## □ WS Code 1. (リーダー・サブリーダー)

- 1) WS では、必ずリーダー1 名とサブリーダー1 名以上を置くこと。
- 2) リーダーあるいはサブリーダーは会員でなければならない。ただし、ともにコメディカルの場合は、いずれかが医師会員と同一の施設に所属していれば良いものとする。
- 3) サブリーダーは、何らかの理由でリーダーがその任を履行できない場合は、リーダーの職務を代行するものとする。(筆頭サブリーダーとして、あらかじめ決めておくこと)
- 4) リーダーと筆頭サブリーダーが同じ施設であると、その施設として参加ができなくなったときに開催不能となるので、別の施設の所属であることを原則とする。

## □ WS Code 2. (リーダー研修会への参加・リーダーとしての研鑽)

- 1) WS リーダーを予定する者は、当学会の WS リーダー研修会に参加すること
- 2) リーダーが参加できない場合、筆頭サブリーダーが参加すること
- 3) 他の研修会等でリーダーとしての研鑽をしている場合には、この限りではない。

## □ WS Code 3. (内容の公表の制限)

- 1) WS 討論の内容を参加者の承諾なしに公表 (講演・発表など) してはならない。

2) 公表する場合は、該当 WS 参加者全員の同意を必要とする。

□ **WS Code 4. (出版や公表の意向・申請)**

1) WS 討論内容を基に学会外に出版や公表する際は、その企画が生じた段階で、

「出版または公表の意向がある」旨の申請を事務局へ提出すること。申請の際は、

「日本外来小児科学会名を冠しての出版」「日本外来小児科学会ワークショップ

で検討した旨の記載」「この双方ともない」場合を明示のこと。なおこれらは意向の

確認であり、出版や公表の承認ではない。

2) WS 開催後に出版や公表が決定した場合は、その時点で事務局へ申請すること。

その際には、内容が判明出来るものを添えること。なお出版や公表する前に該当

WS 参加者全員の同意を必要とする。本学会の名前等を使用する場合は、別途

規定があり学会への届け出および承認が必要となる。

□ **WS Code 5. (参加費)**

1) 参加費を徴収することは構わないが、募集時に予算の概要を提示すること

2) WS 当日には参加者に対して収支（暫定で可）を公表すること。

□ **WS Code 6. (継続開催の要件)**

1) 3年(3回)を越えて経年的に同じ趣旨のWSを開催する場合は、継続して開催す

る理由をWS応募時に明示すること。なお、3年に1回程度は年次集会あるいは

学会誌においてWSの内容等を一般演題あるいは論文として発表することが望ま

しい。

- 2) 学会の委員会・検討会・勉強会・ネットワークなどによって開催される WS は、1) の限りではない。

#### □ **WS Code 7. (外部団体の参加制限)**

- 1) 主に本学会外部で活動している団体・会合等が、その公的な会として WS を開催する事は認められない。
- 2) 1)以外にも、商業宣伝、勧誘、営利等を目的とする WS の開催は認められない。

#### □ **WS Code 8. (委員による監査、中止の権限)**

- 1) WS 委員等（年次集会実行委員を含む）は、WS が適切に運営されていることを監査するため、WS 会場に立ち入ることができる。
- 2) 年次集会会長と WS 委員長は、WS が適切に運営されていないと判断した場合に WS を中断あるいは中止することができる。

#### □ **付記**

- 1) この WS-Code は、第 21 回年次集会 WS(2011 年)より適応される。
- 2) WS Code に定めのない事項で検討を要する場合、および本 WS Code の解釈等に疑義を生じた場合は、WS 委員会において適宜、協議する。
- 3) 諸届け先は学会事務局とする。
- 4) 制定 2010 年 6 月 20 日
- 5) 改訂 2012 年 2 月 26 日(第 1 回改訂)
- 6) 改訂 2012 年 8 月 24 日(第 2 回改訂)
- 7) 改訂 2014 年 11 月 17 日(第 3 回改訂)
- 8) 改訂 2017 年 11 月 27 日 (第 4 回改訂)
- 9) 最新 WS-Code は、第 28 回年次集会 WS(2018 年)より適用される。